

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	学校法人 玉木学園
-----	-----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	長崎玉成高等学校	403 名	53 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

平成 25・26 年度と同事業を受託し、心因性不登校や発達に偏りのある生徒の受け入れに特化したクラスを有し、特別支援教育に取り組んでいる傘下の高等学校をモデルスクールに指定してきた。就労支援を主なテーマとして合理的配慮の提供について研究と実践を重ねてきた。その中で、学習面の支援への教育的ニーズが新たな課題として挙がってきた。

今年度は、平成 25・26 年度の成果と新たな課題を踏まえたうえで、学習面の支援システムのさらなる整備を目指して、大学・大学院等の教育関係機関との連携を図り、多様な教育的ニーズの把握とその共有方法、及び即時性のある合理的配慮の提供・評価の方法の確立のための実践研究を行った。

また、就労支援にかかわる各関係専門機関との連携を強固なものとし就労支援のさらなる充実を図った。

2. 取組の概要

- ①合理的配慮協力員 1 名の配置（27 年 4 月 9 日～28 年 3 月 31 日）による各種資料の整理分析に基づく合理的配慮の具体的検討が行われた。また、学習支援専任の合理的配慮協力員 2 名（教職大学院院生）を配置（27 年 4 月 21 日～28 年 3 月 31 日）し、学習面におけるニーズの把握と合理的配慮提供に関する支援を行った。
- ②合理的配慮提供に関する、校内支援体制としての教育検討会議を、全職員参加の拡大教育検討会議とし、合理的配慮提供の検討及び精査を行うとともに情報の共有を図った。
- ③実践事例・インクルーシブ教育に関する最新情報の収集のため、関連学会や校内外研修へ複数の教職員が参加した。そのことで、インクルーシブ教育システム構築及び合理的配慮の検討・提供への共通理解をより深く図ることができた。また、今年度告示されたガイドラインの周知・理解のための職員研修を実施した。
- ④特別支援教育に関する学会やセミナーにおいて、事業の取組の発表のほか、県内の小・中・高校に向けて成果報告会を開催し、積極的な情報の発信に努めた。
- ⑤既設の教育相談部と協力し、生徒の実態把握のためのスクリーニング法を整備し、検討・提供した合理的配慮についての記載が出来る「個別の教育支援計画書」の書式を整備した。
- ⑥事例報告対象生徒3名を選び、本人及び保護者のニーズを把握するとともに、保護者の合意を得て合理的配慮を検討・提供し、事例の整理および報告を行った。

3. 成果及び課題

【成果】

- ①合理的配慮協力員1名の配置（27年4月9日～28年3月31日）による各種資料の整理分析に基づく合理的配慮の具体的検討が行われた。また、学習支援専任の合理的配慮協力員2名（教職大学院院生）を配置（27年4月21日～28年3月31日）し、学習面におけるニーズの把握と合理的配慮提供に関する支援を行った。
- ②合理的配慮提供に関する、校内支援体制としての教育検討会議を、全職員参加の拡大教育検討会議とし、合理的配慮提供の検討及び精査を行うとともに情報の共有を図った。
- ③実践事例・インクルーシブ教育に関する最新情報の収集のため、関連学会や校内外研修へ複数の教職員が参加した。そのことで、インクルーシブ教育システム構築及び合理的配慮の検討・提供への共通理解をより深く図ることができた。また、今年度告示されたガイドラインの周知・理解のための職員研修を実施した。
- ④特別支援教育に関する学会やセミナーにおいて、事業の取組の発表のほか、県内の小・中・高校に向けて成果報告会を開催し、積極的な情報の発信に努めた。
- ⑤既設の教育相談部と協力し、生徒の実態把握のためのスクリーニング法を整備し、検討・提供した合理的配慮についての記載が出来る「個別的教育支援計画書」の書式を整備した。
- ⑥事例報告対象生徒3名を選び、本人及び保護者のニーズを把握するとともに、保護者の合意を得て合理的配慮を検討・提供し、事例の整理および報告を行った。

【課題】

- ①インクルーシブ教育の実践は、一過性のものであってはならない。そのために本事業で設置した「インクルーシブ教育研究班」を、恒久的な校務分掌と位置づけ、研究の継続を行う。また、合理的配慮の検討・提供をPDCAサイクルに基づき実践・蓄積させ、基礎的環境整備につなげて行く。
- ②各種手帳を使った就労の支援を継続させる必要がある。そのための職場実習先や就労先の確保のために企業開拓を積極的に取り組むとともに、校内模擬会社を利用した職業訓練のさらなる充実を図っていく
- ③提供した合理的配慮や支援の内容を、上級学校や就労先等・進路先に円滑に引き継ぐことは重要である。支援を継続するための書式の整備や、卒業後の支援の充実を図っていく。
- ④「障害者差別解消法」の施行により、インクルーシブ教育の実践は社会の共通の課題となった。共生社会の形成を目指し、地域や他の学校に対して障害の理解やインクルーシブ教育の理解促進のため、ウェブページでの情報発信・関係学会での研究発表等の啓発活動を行っていく。
- ⑤教職大学院等の研究機関との連携を更に深め、インクルーシブ教育研究を継続して行っていく。